

富士見市特別職報酬等審議会会議録

開催日	平成28年11月14日（月） 午後1時30分～午後4時00分
開催場所	富士見市役所2階 市長公室
次第	<p>1 開会</p> <p>2 審議会委員委嘱状交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 会長選出</p> <p>6 会長あいさつ</p> <p>7 審議 諮問事項 議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について</p> <p>8 閉会</p>
出席者	<p>会長 清水 実（富士見市社会福祉協議会会長）</p> <p>委員 鈴木 徹（JAいるま野みずほ台支店長）</p> <p>委員 尼崎 潔（埼玉りそな銀行みずほ台支店長）</p> <p>委員 吉川 英亨（南畑郵便局長）</p> <p>委員 日鼻 靖（富士見医師会会長）</p> <p>委員 長坂 靖夫（鶴瀬地区）</p> <p>委員 堀江 一男（鶴瀬地区）</p> <p>委員 深野 富雄（南畑地区）</p> <p>委員 大久保勇次（水谷地区）</p>
欠席者	委員 大久保義海（富士見市商工会長）
傍聴者	5名
配布資料	<p>資料1 地方公務員の給与改定の手順</p> <p>資料2 埼玉県人事委員会勧告の概要</p> <p>資料3 現行の報酬・給料月額及び期末手当支給月数表</p> <p>資料4 県下40市の議会の議員の報酬順位表</p> <p>資料5 県下40市の特別職の給料順位表</p> <p>資料6 報酬等に関する当市の改定状況</p> <p>資料7 県下40市の特別職の期末手当支給月数の順位表</p> <p>資料8 期末手当に関する人事院勧告と当市の改定状況</p>

1 開会

2 審議会委員委嘱状交付

(※市長は公務が重なっているため総務部長が代行。)

《部長から各委員に委嘱状を交付》

3 総務部長あいさつ

《省略》

4 委員紹介

5 会長選出

委員からの推薦がなかったため、事務局から清水委員を推薦したところ、本人及び各委員の了承を得ました。

6 会長あいさつ

《省略》

7 審議

《総務部長から清水会長に対して、富士見市特別職報酬等審議会への諮問書を提出》

別紙1の通り

会 長 忌憚のないご意見をいただければと思います。それでは、事務局から資料の内容説明をお願いします。

《事務局による説明》

会 長 事務局から説明を受けた内容に関して、ご意見やご質問等がありますか。

委 員 前市長は給料を3割削減し、副市長、教育長も削減しました。数千万円を市に還元しました。資料の数字（市長現行871,000円他）は本来の金額でしょうか。削減した数字でしょうか。

事 務 局 条例で定めた報酬等の額が、資料3であらわされている数字です。特別職の削減していた給料の額は、公約に基づき特例条例による期間を定めて減じていた額になっています。

委 員 人口割合で見たとき、他市と比べてどのような水準ですか。

事 務 局 本日は人口比で作った資料はありませんが、同じ西部地域としてはふじみ野市、坂戸市が10万人前後で同規模となっています。

委 員 前提の話ですが、民間においては経営状態が悪い時は、ベースアップは考えられません。資料の他市との比較においては、たしかに他市より低く見えますが、340億くらいの債務残高がある中で上げるのは、民間と比べて感覚が違うのではないですか。

会 長 公務員の給料は法令で決められていますので、時々社会状況等により羨ましいと思われたり、大変だと思われる時もあります。また、職員の給料は年齢、経験年数で決められています。

事 務 局 今回の審議会においては、人事院勧告に基づく報酬についてご審議いただけるとありがたいです。

委 員 人事院勧告や他市との比較資料からみても上げてても良いのではないのでしょうか。

委 員 ここ数年上げられていないところからみても上げてても良いのではないのでしょうか。

事 務 局 高齢層の職員の改定額が400円程度の増額という点も踏まえてさらにご意見をいただけるとありがたいです。

委 員 職員が人事院勧告どおり上げると、総額はどれくらいになりますか。一般職の場合は、給料だけでは350万円くらいです。勤勉手当の方は2,000万円くらいです。特別職については、上り幅により異なるため算出していません。

委 員 和光市は自治体としては黒字であるはずなのに、何故こんなに市長等

の給料が低いのでしょうか。

事務局 和光市は毎年報酬審議会を開いているようであり、前年は据え置きという答申のようです。答申の意見としては、県下でも低額であるのもっとあげても良いのではないかという意見もあったようですが、財政状況や市長等の活動状況などを鑑みてそのような話し合いがあったのではと推察されます。

会長 答申を検討していきたいと思いますが、事務局どうでしょうか。

事務局 事務局として感じたところですが、人事院勧告に基づいての考えは上げてても良いという意見と、市の状況を見て据え置いても良いという意見と両方の意見がうかがえました。今回は、人事院勧告に基づいてという狭義な内容であったため、このような意見になったと思われます。今回の人事院勧告に伴う対応については、高齢層は400円と少額でありますので据え置くということで整理させていただいて、そもそもの報酬等については、市の財政状況や人口規模等を勘案して精査していくことが適当であるという答申内容でよろしいかご確認いただければと思います。

会長 ただいま、これまでの審議を踏まえ事務局から答申案が出されましたがいかがでしょうか。

委員 人事院勧告では上げる内容になっているので多少は良いと思いますが、民間から見ると上げるのはけしからんという意見が出ることも考えられます。

事務局 特別職、議員については人事院勧告などを参酌してきてはいますが、必ずしもその通りではありません。

委員 仮に、上げるということになったときは何%を想定しているのでしょうか。

事務局 一般職の高齢層職員が400円の上げ幅ということ踏まえますと、それ以上上げるというのは考えにくいと思われます。

委員 地域の代表として来ているので、最終的にどれくらい上げるということについては、はっきりしてほしいです。

会長 人事院勧告では一般職は400円から1500円の上げ幅となっていますので、それと同じような考え方になると思うのですがいかがでしょうか。

事務局 上げ幅や下げ幅については、一般職の人事院勧告と同じように考えています。今回は引き上げということですが、一般職であれば高齢層にあたることから400円の上げ幅になりますので、400円は少額のため据え置くというのも1つの考えであると思います。また、そもそ

もの給料、報酬の水準については本日の報酬審議会ではなく、別途機会を設けて、諮問の上、ご審議いただいた方が整理しやすいのではと考えています。

- 会 長 私もそう考えます。
- 委 員 人口も増えて、職員は少なくなって、仕事も増えている状況においては、モチベーションを上げるため、これからの期待と富士見市をよりよくしてくれることを鑑みて、上げることも良いと考えます。
- 委 員 平成22年から今まで上げていない状況は、前市長の3割削減の前提があつて、審議できなかったのでしょうか。
- 事 務 局 特に見直すという話が出なかったため、審議が行われなかったものです。
- 委 員 合併も破談になり、借金もあり、状況としては厳しいと思います。ただし、その中でも上向きの姿勢が示されればという風に思います。
- 会 長 今回は人事院勧告に基づく一般職の増額に合わせて特別職もやっついこうという整理で良いのではないのでしょうか。また、この場で、平成22年から上がっていないので、これくらい上げましょうかという話にはできないと思います。
- 事 務 局 400円というものをベースに引き上げるか、あるいは市の状況等を勘案し、今回は改定を行わず、改めて報酬額等についてより幅広く審議していくことが必要であるとする答申というのも1つかと思います。
- 委 員 過去に下げてきた額は、意味のある数字なのでしょう。
- 事 務 局 人事院勧告に伴って一般職が下がることに併せて特別職も下げていると推察します。
- 委 員 人事院勧告に対して上げる、または下げるという基準があいまいで分かりにくいと思います。勧告の数字に対してどうするかということは、はっきりしてほしいです。
- 委 員 この席上は、上げるか上げないか、据置きにするかに留めてはどうでしょうか。
- 会 長 人事院勧告に基づいて一般職は改定、それに伴って特別職について見送るかどうかについて検討し、そもそもの報酬については今後検討する場を設けるといふことで、今回は人事院勧告に基づく部分として整理していきたいと思います。
- 事 務 局 上げるとしても上げ幅については精査する必要がありますが、400円という少額な部分について、上げるか据え置くかということでご審議いただければと思います。また、報酬額をより広い見地で検討する

ことは、今回の審議では難しいと思いますので、今後行っていくということでご意見をいただければと思います。

委員 資料6の人事院勧告の増減率に基づいて変えていくのはどうでしょうか。

事務局 一般職についてはその通りですが、あくまでも人事院勧告は一般職に対する内容となっています。

委員 今までの上げ下げについても人事院勧告の率に基づいているのではないのでしょうか。

会長 改定するときは上げるにしても下げるにしても人事院勧告に基づく方がよいのではないのでしょうか。一般職は人事院勧告に基づくけれども、特別職は基づかないというのは違うのではないのでしょうか。

事務局 一般職については生活給的要素が強く、特別職は業務の特殊性に基づくものであるため、その点についての議論が他市の報酬審議会でも行われています。

委員 ある程度の額という指標を議論で出した方がよいと思います。審議会で決められないことは、一般の人はもっと決められません。平成11年くらい、ないし県の平均より少し下くらいの額を叩き台にしてもよいのではないのでしょうか。その数字を元に多い少ないということで考えていくのはどうでしょうか。

事務局 そもそも報酬額を議論するためには報酬審議会での審議の進め方、資料等も含め、今後の課題とさせていただくことが好ましいと感じております。

事務局 なかなか結論は出にくいところですが、ご提言いただいた内容は大きなテーマとなりますので、事務局として精査し、資料等を揃えた上で改めて報酬審議会に諮りたいと考えます。

そこで、今回は、人事院勧告に基づく上げ幅について、特別職、議員についての結論をいただければと思います。今回の人事院勧告については若年層と高齢層で差がありますが、特別職等はどちらかといえば高齢層に属するという点を踏まえ、上げるのであれば400円程度が妥当ということになると思われ。ただし、過去の経緯では、100円単位での上げ下げは行われておりませんので、今回は据え置いて、先ほど話題に上がった大きなテーマでの審議の際に、それも含めてご意見をいただければと思います。

委員 上げるのであれば、1,000円上げるとして考えをまとめるのはどうでしょうか。

会長 1,000円程度ということで賛同される方は挙手をお願いします。

《挙手6名》

- 会 長 手が拳がらなかった方について、ご意見があれば伺いたいと思います。
- 委 員 特別職の給料については、頭打ちになっているのが富士見市の現状ではないでしょうか。市長の報酬の順位でみれば33位となっていますが、何をもって33位となっているのか、他市の報酬がどのように決められているかを知りたいです。
- 事 務 局 他市の状況の詳細については把握できておりませんが、特別職は一般職に比べると改定の頻度は少ないと思われま。
- 委 員 人事院勧告は別にして、報酬等には税金が充てられています。モチベーションの向上のためにも1,000円と言わず、10,000円くらい上げてよいと思うのですが、地域住民の心情等や、地方債残高などを考えると、もう少し耐え忍ばなければいけないのではと考えます。一般職から比べるとやはり高いと思います。特別職は半面名誉の部分があると思います。ここで引上げが決まったことについて、委員として市民に説明を求められたときに説明ができません。
- 会 長 給料について、簡単に多数決で決めて良いかと思いましたが、満場一致で決めるべきと考えましたので、引き上げに賛同しない人の意見を確認しました。
- 委 員 据え置きに意見を変えたいと思います。
- 会 長 自分の意見として、中途半端なことはやめた方が良く考えています。20代から40代の若い人の給料を上げるのはわかります。ただし、ある程度の職にある方で、400円という少額ですけれども、人の見え方捉え方として「また上がったのか」という見え方があるのではないのでしょうか。そのような観点からすると様々なデータから見直した方がよいのではないかという意見を踏まえ、報酬等は据え置くこととし、抜本的に多方面から検討した方が良いのではないかと思います。決を採ったところではありますが、単にイエスカノーでは判断できないと考えます。また、満場一致でない人の給料を決める場においては望ましくないと考えます。今回は、色々論議したけれども、人事院勧告の改定幅が小さいことから据え置きますが、今後については多方面から検討していくこととして答申する方向でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか？

《異議なしの声》

《事務局による説明（その他事項）》

- 会 長 その他事項については、諮問答申ではなく、どうしたものかということの話し合いということで意見や質問をいただきたいと思います。
- 委 員 これは基本給に対する月数という考え方でよいのでしょうか。
- 事 務 局 その通りです。
- 会 長 平成22年以降、一般職と特別職、議員とでばらつきがあるということですよ。
- 事 務 局 はい。
- 委 員 期末手当は民間で言うボーナスということでしょうか。
- 事 務 局 はい。
- 委 員 以前と違って何か改善されたという部分については当然に上げるべきだと思います。漠然と年末だからボーナスとして上げて良いわけではないと思います。効果測定的な部分はきちんと見てほしいです。
- 事 務 局 一般職については、期末手当と勤勉手当に分かれていて、人事院勧告では勤勉手当の支給月数の引上げとなっています。今後、人事評価等により勤勉手当の支給額が変わってくることとなります。一方、議員・特別職については、法律上、期末手当が支給できることとなっています。
- 委 員 特別職は職務の性質上そのままで良いのではないのでしょうか。議員は資料2の民間給料と比較しても低い水準にあるといえます。このままでは、誰も議員になる人がいなくなってしまう。期末手当については、4.2月くらいまで上げてよいのではないのでしょうか。特別職については、もともと給料が高いので上げる必要性はないのではないのでしょうか。
- 会 長 議員は一般職並み、特別職は据え置きにしてはどうかということですが、他に意見はありますか。
- 委 員 期末手当のほかに手当はないのでしょうか。
- 事 務 局 その他の手当や費用弁償はありません。
- 委 員 民間でも4か月は多いです。専業で議員をやっているか、兼業でやっているか、それらを一緒に考えるのはどうかと思います。
- 事 務 局 皆さまのご意見としては、上げてよいのではということでもよろしいのでしょうか。
- 会 長 良いです。

事務局 それでは、これまで出された意見をまとめますので、10分ほど休憩にしたいと思います。

《休憩》

《再開》

会長 再開します。皆様のお手元に、休憩前にまとめた審議内容をもとに、答申案を提示しました。事務局から答申書（案）の朗読をお願いします。

《事務局朗読》 別紙2のとおり

会長 審議会として別紙案の通りの答申とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

会長 それでは満場一致ということですので、別紙案の通り答申をすることに決しました。皆様のご協力により、滞りなく審議を進めることができました。ここで、進行を事務局に戻します。

8 閉会